

## 世田谷区におけるカーボンニュートラル実現に向けた連携協定

世田谷区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、世田谷区における2050年カーボンニュートラルの実現のため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙が環境・エネルギーの分野において、緊密な連携・協力のもと、乙が有するICTの知見及び資源等を活用し、カーボンニュートラルの実現（脱炭素社会の実現に向けたまちづくり、及び持続可能な社会構築の推進）に向けた取組を推進することで、地域の課題解決と魅力向上に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する事項
- （2）ICTを活用した脱炭素化の取組に関する事項
- （3）脱炭素化の取組みを契機とした地域の課題解決、魅力向上の取組に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、カーボンニュートラルの実現に関して必要とされる事項

2 甲乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、これらの具体的な実施に係る事項については、甲乙が合意の上、決定する。

3 本条に定める事項のうち、甲乙が協議し、合意の上決定した事項については、甲乙の関係会社が連携・協力することができるものとする。

4 本条に定める事項の実施において、費用が生じる場合は、甲乙が協議の上、支払いについて決定する。

### （確認事項）

第3条 甲乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること、及び乙が甲以外の者と連携し協力すること、甲及び乙以外の者と連携、協力することを妨げるものではないことを確認する。

2 甲乙は、第2条に定める連携事項の結果についてなんら保証するものではないことを確認する。

### （守秘義務）

第4条 甲乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本協定を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、コンセプト並びにデータ等の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（有形無形を問わない。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

(著作権の帰属)

第5条 本協定の履行の過程で創作される著作物に関する著作権の帰属等については、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第6条 甲乙いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の60日前までに、甲乙のいずれかから書面による解除の意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(解除)

第8条 甲乙いずれかが本協定を解除しようとするときは、解除予定日の1か月前までに書面を相手方に通知し、甲乙が合意の上で、本協定を解除できるものとする。

(法令の遵守)

第9条 甲乙は、本協定に基づく連携事項を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(協定外又は疑義等への対応)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2023年(令和5年) 11月 15日

甲 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号  
世田谷区

世田谷区長 **保坂 展人**

乙 東京都港区西新橋3丁目22番8号  
東日本電信電話株式会社 東京事業部

東京南支店長 **米沢 忠大**